

保安規定変更認可申請の概要について

2020年2月27日

東京電力ホールディングス株式会社

TEPCO

変更認可申請の主な内容

■福島第二原子力発電所

- 新検査制度導入に伴う原子炉等規制法の改正（2020年4月1日施行）にかかる変更の反映
- 実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則の一部改正（2016年11月2日施行）にかかる変更の反映
- 電気事業法上の廃止届け出に伴う変更の反映

■柏崎刈羽原子力発電所

- 新検査制度導入に伴う原子炉等規制法の改正（2020年4月1日施行）にかかる変更の反映
- 実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則の一部改正（2016年11月2日施行）にかかる変更の反映
- 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更
- 組織改編に伴う変更

新検査制度導入に伴う変更（対象：福島第二、柏崎刈羽）

2

■ 概要

新検査制度導入に関する原子炉等規制法等の改正（2017年4月14日公布，2020年4月1日施行／以下、炉規制法）に伴い，福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所保安規定を変更する。

■ 変更内容のポイント

- ① 原子力規制検査導入に向けた保安活動の明文化
 - ・ 事業者の活動のうち，保安規定上明確な記載が無かった活動について網羅的に記載（運転管理，燃料管理，放射性廃棄物管理，放射線管理等）
- ② 品質管理基準規則を踏まえたQMSの整理
 - ・ 新たに「品質管理基準規則」が制定され，QMSはこれに基づき規定することになったためその内容を反映
- ③ 施設管理（法定事業者検査化含む）
 - ・ 設計段階から保安規定が要求されたこと，法定検査が事業者検査化されたことに関する記載を明確化
- ④ 検査の独立性
 - ・ 法定検査の事業者検査化に伴い，工事・点検箇所から独立した検査に係わる要員を確保し，これまで国が担保していた独立性を事業者が担保すること等が必要となることから，関係する内容を反映
- ⑤ サーベイランス（実条件性能確認）
 - ・ 保安規定の審査基準※で，新たに実条件性能確認（事故時等の条件を模擬し，必要な性能が発揮されること）が要求されたことから記載を明確化

※実用発電用原子炉及びその附属施設における
発電用原子炉施設保安規定の審査基準

その他の変更

① 实用発電用原子炉の設置、運転に関する規則の一部改正にかかる変更の反映

【福島第二・柏崎刈羽】

- 实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（实用炉規則）の一部改正（2016年11月2日）に伴い、保安規定第107条の2（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針）を変更する。

② 電気事業法上の廃止届け出に伴う変更の反映 【福島第二】

- 電気事業法上の福島第二廃止に伴い、福島第二が所管する電気工作物が、原子力発電工作物（原子力を原動力とする発電用の電気工作物）から自家用電気工作物になったことから、保安規定第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）を変更する。

③ 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更 【柏崎刈羽】

- 2013年9月27日に申請している柏崎刈羽の保安規定変更のうち、新規制基準に関わらない内容について、今回の申請で変更する。

④ 発電所の組織改編に伴う変更 【柏崎刈羽】

- 法令改正等に伴い、発電所に以下のグループを設置する。
 - コンフィグレーションマネジメントグループ
 - モバイル設備管理グループ

【参考】検査の独立性について

■経緯

2020年4月1日に、改正炉規制法が施行される（公布済み）

（主な変更点）

- 検査制度の見直し（原子炉監督プロセス（ROP）の導入）
- 従来の「工事計画」が「設計及び工事の計画」に変更
- 従来の「使用前検査」が「使用前事業者検査」に変更

- ✓ 一義的な安全確保の主体が「事業者」であることを明確化
- ✓ 国（＝NRA）は、事業者のすべての保安活動・検査を総合的に監視し評価



■使用前事業者検査・定期事業者検査

これまで独立の立場で国が検査を実施していたが、事業者が自ら検査を実施することになるため、工事・点検箇所とは別の組織が検査を実施し、各検査の判定値を満たしていることを判断することが求められる。

- ✓ 工事・点検箇所から独立した検査に係わる要員を確保し、これまで国が担保していた独立性を当社が担保することが必要となる（検査の独立性）。

【参考】検査の独立性 イメージ

＜保全部各グループが実施する分解検査をイメージ＞
 “検査実施責任者”が記録確認，“検査判定者”が立会の場合

 : 独立性要求範囲

 : 今までと変わらない範囲

